（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令　和　4　年　7　月　1　日

か　つ　ら　ぎ　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				三谷、寺尾、兄井	無	H31(R1) ～ R5	三谷環境保全組合
○				星川、御所、東渋田	無	H31(R1) ～ R5	星川活動組織
○				御所、星川、日高	無	H31(R1) ～ R5	御所１集落(多面的)活動組織
○				背ノ山、窪	無	H31(R1) ～ R5	背ノ山八峰前活動組織
○				丁ノ町、妙寺	無	H31(R1) ～ R5	丁ノ町村池管理支援活動組織
○				丁ノ町、柏木	無	H31(R1) ～ R5	丁ノ町マス池会
○				上天野、下天野、神田	無	R2 ～ R6	天野多面的集落機能維持活動部会
○				星山、星川、日高	無	R2 ～ R6	星山農地保全の会
○				東渋田、宮本	無	R2 ～ R6	中村集落活動組織
○				東渋田、宮本、平沼田	無	R2 ～ R6	多面的東渋田農業活動組織
○				妙寺	無	R2 ～ R6	東奥ノ山池ノ上集落活動組織
○				柏木、大谷、大薮、広浦	無	R2 ～ R6	西柏木集落活動組織
○				柏木、大谷、大薮、丁ノ町	無	R2 ～ R6	東柏木農地維持活動組織
○				中飯降、妙寺	無	R2 ～ R6	中飯降活動組織
○				三谷	無	R3 ～ R7	笠上活動組織
○				大谷、大薮、柏木	無	R4 ～ R8	露田活動組織